

第 4 次阿見町地域福祉計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。また、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で暮らす誰もが、安心して生きがいを持った生活を送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にし、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民、行政、社会福祉関係団体等が相互に協力する仕組みをすることです。

また、地域福祉では、高齢者、障害者、子どもなどを縦割りでとらえるのではなく、横断的に支援する必要があります。さらに、複合的な課題を抱える世帯についても視野に入れた包括的な支え合いのあり方を考えていくものです。

2 地域福祉計画とは？

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、**地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画**です。

このたび、令和 7 年度末に計画年度が終了することを受け、本町における課題を再度整理し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、また、『地域共生社会の実現に向けた取組の推進』のために「第 4 次阿見町地域福祉計画（令和 8 年度～令和 12 年度）」を策定することとします。

3 新たな社会的課題への対応

新型コロナウイルス感染症拡大への対応により、新しい生活様式の実践が求められ、また、日常生活、社会システムが大きく変容しました。

外出自粛に起因するストレス等によるドメスティック・バイオレンス（DV）等、家庭問題の増加や生活リズムの崩壊、在宅勤務（テレワーク）やオンライン会議の拡大等による人と人とのつながりの更なる希薄化や孤立の深まり等が懸念される中、「社会的なつながり」を保つ方策の検討等が必要となっています。

また、近年の震災や異常気象による災害などの経験から、地域コミュニティと地域の支え合いの重要性が再確認されています。特に、配慮を要する方への実効性のある避難行動支援の仕組みづくり等が求められています。

◆計画の位置づけ◆

